**共済事故の手順について**

静岡県野球連盟　静岡支部

会　長　　森　村　謙　司

担　当　　浅　野　　　孝

１．事故報告書（様式№１）は、受傷日より２週間以内に県連に提出が義務付けられているため、支部担当「浅　野　　孝」宛、受傷日後１０日以内に必着で報告をお願いします。

２．事故報告書の事故状況は、詳細に書いてください。

３．事故報告書の目撃者は、必ずそのゲームを担当した連盟役員又は担当審判員の氏名を記入してください。

４．事故発生（事故年月日）から３ヶ月を経過しても治癒しないときは、経過報告書（様式№２）を提出してください。経過報告書の提出のない場合は共済見舞金規定『３ヶ月を経過しても経過報告書の提出がない場合は、自動的に整理処分する』とありますので、整理処分いたしますので必ず提出してください。

５．治癒したときは、証明書（様式№３・共済会発行用紙）を添えて治癒報告書（様式№４）を１ヶ月以内に提出してください。期日が過ぎて提出されても受理できない場合があります。

６．通院が５回に満たないものは、見舞金は支給されませんので診断書は不要ですが、治癒報告書は提出するようにお願いいたします。

※事故報告書類等は、直接、県野球連盟に送付しないでください。

　必ず、静岡支部理事長「浅野　孝」宛に送付してください。

※不明な点がありましたら、下記に連絡してください。

記

　　事故共済担当役員　　静岡支部　理事長　浅　野　　孝

　　　自宅　静岡市葵区建穂１丁目１５－２９

　　　自宅ＴＥＬ　０５４－２７８－９４７４　　ＦＡＸ　０５４－２７８－９４８３

　　　携帯電話　　０９０－２５７１－１３３１

　　静岡県野球連盟　静岡支部連盟事務所

　　　静岡市葵区田町１丁目７０－１

　　　　静岡県青少年会館内　　「静岡県野球連盟　静岡支部」